

「咀嚼啓発事業業務委託」提案競技実施要領

1 本業務の目的

「福岡市民が将来の要介護状態の発症を予防するには咀嚼機能の向上が重要」という調査結果に基づき、市民の咀嚼意識向上や行動変容を図るとともに、咀嚼機能を維持するための定期的な歯科健診受診を促す啓発事業「噛む活」（以下「事業」という）を実施するもの。

2 業務の内容等

- (1) 業務名 咀嚼啓発事業業務委託
- (2) 業務の内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 総事業費 16,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案価格が予算上限金額を超える場合は失格とする。

3 本提案競技に必要な参加資格

この提案競技の参加資格は、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）すべてを有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されている福岡市ホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停

止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※複数の事業者で構成する共同企業体（以下「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が参加資格を有する必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

4 スケジュール（予定）

公募開始	令和7年6月25日（水）
質問書の受付締切	令和7年7月3日（木）17時
質問書に対する回答	令和7年7月4日（金）福岡市ホームページに公開
参加申込締切	令和7年7月9日（水）17時
提案書の提出締切	令和7年7月11日（金）17時
提案競技（プレゼンテーション）※	令和7年7月16日（水）
事業者決定	令和7年7月25日（金）予定
契約の締結	令和7年7月25日（金）以降

※参加申込者が多数の場合、事前に書面審査する場合がある。

5 質問

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、以下のとおり「提案競技質問書（様式1）」を提出すること。

- (1) 質問書の受付期間 令和7年7月3日（木）17時まで
- (2) 提出方法 「14 問い合わせ・提出先」宛にEメールで提出すること。
- (3) 回答 質問に対する回答は、令和7年7月4日（金）までに福岡市ホームページ内の下記に掲載予定。

[掲載場所]

HOME＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞各所管課が公募する競争入札、提案競技等＞質問と回答

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

6 参加申込

この提案競技への参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月9日（水）17時

(2) 提出方法（郵送又は持参のみ）及び提出先

「14 問い合わせ・提出先」宛に郵送（必着）または持参すること。

郵送提出の場合：特定記録又は簡易書留で郵送すること。

窓口提出の場合：9時から17時まで（12時から13時まで及び土日祝日を除く）

(3) 提出書類

①提案競技参加申込書（様式2）

②会社概要（事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可）

③以下、ア～キの書類

※「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、ア～キの提出を免除する。

※ア～ウについては、提出日から3か月以内に発行された原本を提出すること。

ア 登記事項証明書

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

イ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）

エ 委任状（様式3）

注1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式3号により委任状を作成して提出すること。

オ 誓約書（様式4）

注1）様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は

実印を使用すること。

カ 役員名簿（様式5）

注1）様式5に、代表者及び役員（エの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

キ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1）直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(4) 提出部数

各1部

(5) その他

①必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

②JVとして参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同事業者構成表（様式任意。登録事業者名及び押印は必須とする。）」を提出してください。なお、代表事業者以外の構成員については、①を除くすべての書類を提出してください。

③上記(3)の書類を提出していない事業者は、提案競技に参加することはできない。

④参加申込後に参加を辞退する場合は、「提案参加辞退届（様式6）」を提出すること。

7 提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和7年7月11日（金）17時まで

(2) 提出方法（郵送又は持参のみ）及び提出先

「14 問い合わせ・提出先」宛に郵送（必着）または持参すること。

郵送提出の場合：特定記録又は簡易書留で郵送すること。

窓口提出の場合：9時から17時まで（12時から13時まで及び土日祝日を除く）

(3) 提出書類

① 企画提案書（様式任意）

ア 本要項及び別添仕様書に基づき、具体的な提案を示すこと。

イ 用紙の大きさはA4判とし、おおむね15ページ以内（表紙、目次は除く。）で、日本語、横書き、フォントサイズ11ポイント以上（図・表についてはこの限りとしない。）、通し番号を付記すること。印刷の向きは横とし、可能な限り両面印刷とすること。

ウ 文字、写真等全てにおいて、白黒・カラーページいずれも可とする。

エ 提案書表紙の次のページは目次とし、提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連で付すこと。

オ 提案書の表紙は、参加申込時に指定された社名（A社、B社など）を右上に記載すること。また、あて名「（あて先）福岡市長」、標題「咀嚼啓発事業業務委託提案書」及び「提出年月日」を記載すること。

カ 同種または類似業務の実績や成果等があれば、記載すること。

② 見積書（様式任意。社印を押印したもの。）

ア 企画提案書に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積りに含まれるものとして、内訳を具体的に記載すること。

イ 日本円で消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

ウ 追加提案等も含めた見積書の記載金額が、予算上限額を超過した場合は失格となる。

③ 留意事項

ア 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。

イ 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

(4) 提出部数

① 企画提案書【計9部】

社名を記載し代表者印を押印した正本を1部、社名を参加申込時に指定された社名（A社、B社など）とし、押印していない副本を8部提出すること。副本は全体を通じて、事業者名や個人名が分からないようにして提出すること。

② 見積書【1部】

③ 電子メールでも、上記①の電子データ（PDF形式）を提出すること

(5) その他

- ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。
- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。

8 提案内容

仕様書に記載の内容を踏まえ、以下の項目について「企画提案書」に記載すること。

(1) 仕様書に記載の委託内容(1)～(8)に関する実施概要

(2) スケジュール

本事業に関する準備期間や実施時期など、全体スケジュールを具体的に提案すること。

(3) 実施体制

当事業の実施にあたっての総括役や提案プロジェクトのリーダー等を具体的に示すこと。

(4) その他自由提案

総事業費の範囲内で、本事業の目的に照らし、その効果を増進すると考えられる独自の提案内容があれば、自由に提案すること。

※ 留意事項

選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。また、企画提案書にて提案した内容は、契約を締結した際に責任を持って履行できる内容にすること。

9 企画提案の選定等

(1) プレゼンテーション

下記のとおりプレゼンテーション（オンライン）及び質疑を行う。プレゼンテーションは、受注した場合に当該事業を主に担当する方が行うこととする。詳細な時間等は、別途電子メールで連絡する。

なお、提案者が多数の場合、提出書類等をもとに事前審査を行い、プレゼンテーションの参加対象者を選抜する場合がある。

①日時

令和7年7月16日（水）14時00分（予定。詳細は別途連絡。）

②実施方法

オンライン開催 ※URLは委員会に参加する提案事業者へ別途連絡する。

③評価方法

各提案事業者によるプレゼンテーション10分、質疑応答10分（予定）

※提案事業者が1団体の場合でも、同様に委員会での評価を行う。

④プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに実施すること。

企画提案書を画面等に投影しながら説明可能。

※プレゼンテーション実施方法は別途連絡する。

(2) 選定方法

別紙「咀嚼啓発事業業務委託提案競技に係る評価基準」に基づき、本市が設置する選考委員会が企画提案内容について審査を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者として

契約相手方の候補とする。なお、評価点が最低基準点（60 点）に達しない提案者は、最優秀提案者とはしない。

(3) 選考結果通知

審査の結果は、令和 7 年 7 月 25 日（金）までを目途に全ての参加事業者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案事業者については、福岡市ホームページで公開する。

(4) 留意事項

- ① 審査において、その公平な執行を妨げた者、虚偽の提案（参加申込書を含む。）を行った者又は公正な価格の成立を害し、若しくは、不正な利益を得るために連合した者は失格とする。
- ② 審査結果に関する質問には回答しない。

10 応募書類の取り扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は契約に至った場合に使用するほか、本事業の採択に関する審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- (4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。

11 失格条件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選定委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

12 契約

(1) 契約手続き

最優秀提案者を契約相手方候補者とし、協議により仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。なお、協議が不成立の場合は、本市は順次、次点以下の提案者と協議を行う。

(2) 契約保証金

本事業の受注者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約の締結前に納付する必要がある。

ただし、福岡市契約事務規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

13 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、応募者が負担とする。
- (2) この資料を他の目的のために使用することは禁止する。

14 問い合わせ・提出先

福岡市保健医療局 健康医療部 口腔保健支援センター 担当：渡邊、新井
〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 12 階
T E L : 092-711-4396
F A X : 092-733-5535
E メール : koku.PHB@city.fukuoka.lg.jp